

F T A交渉と欧州統合 (一九五六~一九五九)

— フランスの対応を手がかりにして —

能 勢 和 宏

【要約】 一九五六年、イギリス政府によって発表された自由貿易圏 (Free Trade Area 以下F T A) 構想は、欧州経済協力機構に参加する西欧一七カ国を対象とする欧州構想であった。本稿ではF T A交渉におけるフランスの対応を分析することで、同交渉を欧州統合史の中に位置づけることを目指す。F T A交渉は欧州経済共同体 (European Economic Community 以下E E C) 設立以前のみならず設立以後も続けられ、交渉が続く限り、来るべき欧州統合のあり方は不明瞭なままであった。最終的にF T Aが組織化されることはなかったものの、E E Cは交渉成果の一部を組み入れ、非加盟国を対象とする自由化措置を採用することを決定した。この決定に大きな影響を与えたのは、フランスと欧州委員会の協力であった。F T A交渉はローマ条約が定めていない新たな非加盟国との関係を規定し、欧州委員会のプレゼンスを強化するという影響力を秘めていたと結論づけられる。

史林 九五巻三号 二〇一二年五月

はじめに

欧州統合の軌跡は単線的でも予定調和的でもなく、多くの困難や挫折を経て現在のE Uは存在している^①。当初から欧州統合は常に崩壊と隣り合わせであった。統合の中心的役割を果たした欧州経済共同体 (European Economic Community 以下E E C) も決して成功を約束されていた訳ではなく、その設立を定めたローマ条約が締結された後でも、欧州統合のあ

り方を巡って様々な議論が展開されていた。その議論の場として機能していたのは、自由貿易圏 (Free Trade Area 以下 FTA) 構想の発表によって開始される FTA 交渉であった。こうした観点から本稿では、FTA 交渉におけるフランスの対応を手がかりとして、EEC 設立期の欧州統合のあり方を再検討する。

FTA 構想については若干の説明が必要であろう。一九五六年七月にイギリスから発表された FTA 構想は、欧州経済協力機構 (Organization for European Economic Cooperation 以下 OEEC) に参加する一七カ国を対象とする欧州構想であった。FTA とは定義上、EEC では定められていた対外共通関税や生産要素の自由移動、加盟国の国内政策の調和といった規定を設けず、加盟国間の関税や輸出入割当といった貿易障壁の撤廃のみを目指す制度である。しかし実際の交渉の中では、設立されるべき FTA は必ずしもこの定義を満たすものではなく、より柔軟に一七カ国を対象とする欧州構想全般を指して FTA という用語が使用されている。というのも交渉の過程において、FTA は当初のイギリスの提案に様々な改定要求を盛り込んだものになり、最終的にその議題は FTA という言葉では括れないものになっていくためである。あらかじめ FTA 交渉の議題を説明しておく、大別して以下の三点である。第一にイギリスが発表する FTA 構想、第二にフランスの FTA 改訂要求を基礎とし、EEC 六カ国を中心に追求された「欧州経済連合 (Association Economique Européenne 以下 AEE)」構想、第三に欧州委員会の立場を基礎とし、最終的に EEC 六カ国と EEC 非加盟の OEEC 諸国一カ国の関係を規定することになる「暫定協定 (Accord provisoire)」である。本稿は、これらの交渉全てを含む形で FTA 交渉という語を使用する。

これまでも FTA を扱った先行研究は存在するが、欧州統合の枠組みの中で FTA を考察しようとする意識は希薄であった。従来の先行研究で FTA を通じて明らかにしようとしたのは以下の三点である。イギリスの欧州政策のあり方^④、フランスの対応^⑤、欧州委員会の対応である。これらの研究に共通する問題意識は、FTA 構想が失敗した原因を説明することである。確かに、FTA 構想の失敗は単純化された英仏対立の図式によって説明される傾向があるため、こうした問

題意識が分析の出発点となることは至極妥当であろう。しかし分析がその図式の克服に留まっていたが故に、F T A交渉の全容は依然として明らかにされていない。一例としてフランスのF T Aへの対応を最も詳細に論じている廣田の研究を取り上げて、その問題点を浮き立たせてみよう。

廣田の研究の主眼もまた、F T A構想が失敗した原因を解明することにある。その結論として廣田が明らかにしたのは、貿易自由化よりも経済と財政の安定を優先させるフランス大蔵省の一貫したF T Aへの反対である。これがイギリスを排した欧州統合を実現させようとするドゴールの政治的野心と組み合わさって、フランスはF T Aの拒否に踏み切ったのである、と。^⑦確かにこうしたフランス国内の意見が、ドゴール政権の最終的な立場の決定に影響を与えたのは事実であろう。しかし国際交渉において、他国との協調を優先し国内意見を軽視するという事態が起こり得るように、国内意見の存在を指摘するだけではF T A交渉の経過を正確に描いたとは言えない。さらに、廣田の研究だけでなく全ての研究に言えることであるが、F T A交渉の争点をイギリス主導の「大欧州」建設の是非とみなしていることは大きな問題を孕んでいる。

これらの問題が具体的に表れている例を指摘しておこう。歴史的事実としてフランスは五八年一月に交渉の決裂を発表するのだが、その直後、O E E C一七カ国だけでなくG A T T締結国を含んだ貿易自由化政策の実施を決定する。要するに、貿易自由化に反対するが故にF T A交渉を断ち切ったはずのフランス政府が、E E C非加盟国への自由化措置の実施を決定するという一見矛盾した事態が生じるのである。廣田もこの事実を記しているものの、解釈は省略されている。^⑧詳細は本論で叙述するが、フランス政府はE E C非加盟国への待遇改善をF T A交渉において議論した結果、それまでの交渉成果の一部を取り入れる形でこの自由化措置を発表するのである。つまりこの自由化措置はF T A交渉の一環であるのだが、従来の研究がイギリスのF T A創設の要求のみを軸に交渉を分析しているがために、十分な意味づけが行なわれていないのである。

以上の先行研究が孕む問題点を踏まえた上で、本稿の狙いとテーマをまとめよう。これまでの先行研究がF T A交渉の

一面的な理解に留まっているという問題点に鑑みて、まず本稿では交渉議題の多様性を解明し、その理解を深めることを目指す。次にF T A交渉の把握から、欧州統合に与えた影響を解明することを目指す。もう少し掘り下げると、F T A交渉がE E C非加盟国への自由化措置の採用をもたらすことから、E E Cの対外関係を規定するものとしてこの交渉を理解する。同時にE E Cとして初めて臨んだF T A交渉の経験が、E E C内部に与えた影響を考察する。

以下、本論では、五六年七月のF T A構想の発表から、五九年四月の英仏二国間交渉の終了までのF T A交渉におけるフランスの対応を分析対象とし、第一章ではギ・モレ (Guy Mollet) 政権 (五六年二月～五七年五月) を第二章では三つの短命政権 (五七年六月～五八年五月) を、最後に第三章ではドゴール政権 (五八年六月～) を扱う。

- ① こうした意図から編纂された著作として以下がある。遠藤乾、板橋拓巳編著『複数のヨーロッパ——欧州統合史のフロンティア——』北海道大学出版会、二〇一一年。
- ② 仏独伊ベネルクスのE E C原加盟国に加え、アイスランド、アイルランド、イギリス、オーストリア、ギリシア、スイス、スウェーデン、トルコ、デンマーク、ノルウェー、ポルトガルの一七カ国。
- ③ 佐々木隆生、中村研一編著『ヨーロッパ統合の脱神話化——ボスト・マーストリヒトの政治経済学』ミネルヴァ書房、一九九四年、二二三頁。
- ④ Wolfran Kaiser, *Using Europe, abusing the Europeans. Britain and European Integration, 1945-1963*, Macmillan Press, 1996.
- James Ellison, *Threatening Europe. British and creation of the European Community, 1955-58*, Macmillan Press, 2000. 小川浩之『イギリス帝国からヨーロッパ統合へ——戦後イギリス対外政策の転換とE E C加盟申請——名古屋大学出版会、二〇〇八年。
- ⑤ Gérard Bossuat, *L'Europe des Français 1943-1959*, Université de Paris 1 Panthéon-Sorbonne, 1996 (以下 *L'Europe des Français*).
- Frances Lynch, "De Gaulle's first veto: France, the Ruftiff Plan and the Free Trade Area", *Contemporary European History*, vol.9, 2000.
- 廣田愛理「E E C成立期における自由貿易圏構想へのフランスの対応」『社会経済史学』七〇巻一号、二〇〇四年。
- ⑥ Gérard Bossuat, «Le monde au regard des Communautés européennes», in: Gérard Bossuat, et al. *L'expérience européenne: 50 ans de construction de l'Europe 1957-2007: des historiens en dialogue*, Nomos, 2010, pp.307-362. Laurent Warlouzet, «La Commission européenne face au défi de la «Grande Europe»: la négociation de la zone de libre-échange en 1958», in: Anne Deighton et Gérard Bossuat, ed., *L'Union européenne, acteur de la sécurité mondiale*, Seib, 2007, pp.364-381 (以下「La Commission」).
- ⑦ 廣田愛理、前掲論文、九〇頁。
- ⑧ 同右、八八頁。

第一章 モレ政権期（一九五六年二月一日～一九五七年五月二一日）

本章ではイギリスによるF T A構想の発表と、モレ政権による対応を分析する。特に、モレ政権のE E Cに対する立場と合わせて、F T Aへの対応を考察する。

第一節 F T A構想の発表

まず、第二次大戦後の欧州統合運動を概括し、F T A構想がイギリスから発表される背景を確認しておこう。一九五〇年、フランスによるヨーロッパ石炭鉄鋼共同体設立提案、いわゆるシューマン・プランによって欧州統合は本格的に開始する。統合の試みは、五四年、欧州防衛共同体と欧州政治共同体の設立断念によってトーンダウンするものの、五五年六月、六カ国はE E CとE U R A T O M（欧州原子力共同体）の設立を約する「メッシーナ宣言」を採択し、共同市場の設立へ向けた交渉を開始した。

こうした中、五五年一月にはイギリスは早くもE E C設立交渉への参加を取りやめ、E E Cへの参加拒否を決定する^①。コモンウェルス省や外務省がこの決定に影響力を持っており、彼らはイギリスを世界的大国とみる立場を崩さず、アメリカ並びにコモンウェルスとの関係を重視し、欧州統合に加わり大陸欧州諸国との密接な関係を構築することを軽視していた。しかし商務省や大蔵省では、こうしたコモンウェルス省と外務省の立場に批判的な意見が現れていた。コモンウェルスが既にアメリカの経済圏に組み込まれつつあるという経済的な観点から、彼らは今後イギリスにとって欧州諸国との貿易関係が重要となることに気が付いていた。それでも商務省や大蔵省の人々も、対外共通関税の導入によってアメリカやコモンウェルスとの通商関係の大幅な変容を強いるE E Cへの加盟に消極的であり、結局イギリス政府内でE E C加盟は殆ど考慮されなかった。つまりイギリス政府はE E Cへの不参加による経済的な損失を認めながらも、E E Cへ加盟する

ことでチャールズ以来のイギリス外交戦略の基軸であるアメリカ・コモンウェルス・欧州という「三つのサークル」のバランスを崩すことを恐れ、西欧における通商関係の現状維持を目指していたのである。

それ故イギリス政府は、自国が参加しないEECの誕生に危惧感を抱いていた。EECは域内の貿易自由化、特に関税と輸入割当の撤廃を進めることで、加盟国間の貿易の発展を目指す。その一方でイギリスを含む非加盟国は、加盟国間の貿易自由化から取り残されるだけでなく、対外共通関税が導入されることよってEEC域内市場へのアクセスで不利を被る。つまりイギリスは、EEC設立よって欧州市場との経済的な結びつきが弱められることに不安感を抱いていたのである。

そこでEEC設立の場合には、イギリス政府は、大陸欧州との経済関係とコモンウェルスの特惠を両立させる枠組みを必要としていた。最終的に五六年五月、様々な対策の中から商務省が発案したプランGが採択され、FTA構想の基礎となった。FTA構想では、コモンウェルスからの輸入が多い品目（主に農産物、原材料）を除き、工業製品に限定したOE C諸国間での貿易障壁の撤廃が予定され、六カ国に特惠的なEEC域内市場の切り崩しが図られた^③。イギリスにとってこのFTA構想は、欧州での相互関税引き下げからアメリカを除外した初めての計画であり、欧州諸国との協力関係を模索し始めた画期的な構想であった。しかし同時にこの構想には、他の欧州諸国にとつて無関係な、コモンウェルスとの特惠関係というイギリス一国の利害が大きく反映されていた。この問題は当初からFTAの失敗を予感させる重大な欠陥であった^④。

もつとも、FTAが適切な方法であるかは別にして、EEC設立の場合に加盟国と非加盟国の関係を改善する必要があることは広く認められていた。そのため五六年七月一日、OE E C閣僚理事会でイギリスがFTA構想を発表すると、OE E C事務総長であったフランス人ルネ・セルジャン (René Sègent) はOE E C閣僚理事会に属する作業委員会でFTAの実現に向けた審議を行うことを決定した。それは、一七カ国の枠組みを維持するFTA構想の原則が、EEC六カ

国とEECの設立に不満を持つ非加盟国の一カ国の分裂を阻止し、OEEC及び欧州決済同盟の枠組みを維持するのに有効な考えであったためである。^⑤ こうしてまず、イギリスが発表したFTA構想の受け入れを審議するためのFTA交渉が開始される。

第二節 モレ政権の対応

では当時フランスのモレ政権は、このFTA交渉にどのような態度で臨んだのであろうか。首相のモレは、個人的にFTA設立を支持していた。それはモレがイギリスとの政治的連帯を強化することを強く望んでいたためである。^⑥ 五六年九月、「英仏連合案」と呼ばれる英仏両国を一国家に統合する考えが、モレ政権によつて提案されたことも英仏関係を重要視するモレの立場をよく表しているであろう。

その一方でモレ政権はEEC設立に消極的であった。モレは「欧州主義者」と見なされる立場から、政治的には欧州諸国の結束が深まるEEC設立を望んでいたが、経済的にEECの受け入れを困難と判断していた。特に危惧感が抱かれていたのは、ドイツ産業の競争力に対して、EECがフランス産業の保護の可能性を排除するような自由競争の枠組みとなることであった。^⑦ そこでモレ政権はEEC加盟の条件として、労働時間や有給制度といった福利厚生制度の調和、海外領土の加盟、輸入税・輸出奨励金の維持、セーフガード条項の整備を挙げ、域内における競争条件の平等と競争に対する保護措置の導入を求め、加盟国間の自由競争に制限を加えようとした。これらの条件が一月六日に開催されたアデナウアーとの仏独首脳会談で西ドイツによつて認められたことを受け、フランスのEEC加盟は確かなものとなった。つまりこの会談を通して、イギリスが危惧していた六カ国によるEEC設立は既定路線となった。^⑧

EECにフランスの要求が反映されることが確かになったことで、モレ政権は経済的な危惧感を払拭し、EECを積極的に支持し始めた。するとFTA交渉における第一目標は、イギリスが六カ国のEECを一七カ国のFTAで置き換える

ような結論に至るのを回避すること考えられるようになった。この考えに従ってモレ政権は、FTAが六カ国と一カ国の緩やかな連帯に留まる限りにおいて、たとえフランスに不利益を強いるものであってもイギリスの立場を尊重する構えをみせていた。^⑧つまりモレ政権は、EEC設立の「対価」として、EEC加盟国と非加盟国の関係を改善するためのFTAを受け入れる準備をしていたのだ。

- ① Wolfram Kaiser. *op. cit.*, pp.28-60. DECE), No.740, note, as. zone de libre échange, 26 juillet 1956.
② 下の内容については以下を参照された。Ibid. pp.48-50, pp.64-67. ⑧ Gérard Bossuat, *L'Europe des Français*, p.369.
③ Ibid., p.67. ⑨ Ibid., p.328.
④ Ibid. pp.91-94. ⑩ Ibid., pp.336-337.
⑤ Archives du Ministère des Affaires Étrangères français (以下 AM/AE), Direction Économique et Coopération Économique (以下 du Groupe de travail no.17, note, 27 décembre 1956.

第二章 短命政権の連続（一九五七年六月二日～一九五八年五月二八日）

第四共和制における最長政権であったモレ政権が倒れた後、約一年間、次々と政権が交代する混乱期を迎える。この間首相を務めたのは、まずブルジェエ・モーヌリ (Maurice Bourges-Mounoury) (五七年六月二日～九月三〇日)、次いでガイヤー (Felix Gaillard) (十一月六日～翌四月一五日)、最後にフリムラン (Pierre Pflimlin) (五月一四日～二八日) である。本章ではローマ条約締結以降重要性を増し始める六カ国の枠組みに注目して、これらの政権の対応を分析する。

第一節 FTA制度の拒否と経済統合の追求

前章で確認したように、モレ政権はEECを積極的に支持する点から、非加盟国の不満を逸らすためにFTAを受け入れる準備をしていた。しかしながらモレ政権期から既に、経済界や議会ではこのような「対価」を支払うことは困難であ

ると思われていた。五五年を境に、フランス経済は悪化の一途を辿っており、貿易赤字は五六年に四九九五億フランであったのに対し、五七年には五八七三億フランへと膨れ上がっていた^①。そのためモレ政権が崩壊した後の六月、ブルジェII モーヌリ政権はO E E Cにおいて達成した貿易自由化を停止させ、輸入の全量割当制を導入し、貿易収支の立て直しを図った^②。このような経済状態の悪化は、F T Aが孕む経済的問題に対する不満を増強しており、五七年後半にはその不満が噴出した。経済界が発表したF T Aの問題点は以下に大別出来る。コモンウェルスとの特惠関係を維持したイギリスとの不平等な競争が引き起こされること、極東や東欧からの製品がF T A加盟国を経由して迂回輸入されること、そして北欧諸国との競争が激化することである^③。

こうした状況を背景として、新政権ではモレ政権のF T Aに対する立場は引き継がれなかった。フランスの新たな立場は、イギリスが主張するF T A制度の導入を拒否し、一七カ国の経済統合を目指す組織としてF T Aの設立を追求するものであった^④。ここで理論的な経済統合の定義を詳細に述べることはしないが、経済統合とはE E Cが目指した到達点に他ならない^⑤。つまり一七カ国の経済統合を求めるフランスの要求は、ローマ条約の規定を元に、F T Aを設立しようとするものであったと言い換えることが出来る。そこで、来るべきF T Aは欧州委員会同様の超国家的権限を持つ機関の設立(ローマ条約四条) もしくは閣僚理事会における全会一致の採用、農産物(三八〜四七条)、人・サービス・資本の自由移動(六〇、六一条)、国内経済・財政・社会政策の調和及び共通政策の追求(二〇〇〜二〇二条)、輸入特別税・輸出助成金の許可(九二〜九四条)を含むべきというのがフランスの基本的な構想であった。加えてフランス政府は、F T Aにおける関税引き下げを四年のみ定めることを求めた。この要求の目的はF T Aに对外共通関税を導入することであり、フランス政府は四年間のF T Aの「試験運用」によって对外共通関税の必要性を明らかにしようと考えたのである^⑥。

フランスがこうしたE E C同様の経済統合を追求する目的は大別して以下の二点であった^⑦。第一の目的は、F T Aにおける貿易自由化の進展に対して平等な競争条件を確保することである。そのために、对外共通関税の導入によってイギリ

スとコモンウェルスの特恵関係を断ち切ることに、また、社会保障制度の統一や原材料供給の共同管理といった共通政策の実施によって各国の生産コストを均一化することを望んだ。第二の目的は、貿易自由化の進展に対する保護措置を準備することである。そのために、EECにおいてフランスが獲得した輸入特別税・輸出奨励金の適用許可やセーフガード条項の整備をFTAにも適用すること、また、共通農業政策に代表される補正措置によって、貿易自由化の進展によって被害の生まれる加盟国や地域に対しての所得の再分配を行うことを望んだ。換言すると、フランスはFTAの定義を無視して、来るべきFTAを、経済統合を目指すEEC同様の組織として位置づけることによって、先に述べたイギリスの主張が孕む経済的な問題を回避することを目指したのである。^⑧

この新たな立場が他国に示されたのは、「共同市場・EURATOM臨時委員会 (Comité Interimaire pour le Marché Commun et EURATOM、以下臨時委員会)」においてであった。この委員会は、ローマ条約締結後の五七年四月から条約が発効する五八年一月一日までの期限で、EECとEURATOM設立に備えた準備作業を行うために設立された。そして、FTA問題に対する六カ国の立場の調整を行うことは臨時委員会の重要な作業の一つであった。^⑨ これ以降、FTA交渉は六カ国と一七カ国の枠組みで二重に行われることになる。この委員会の役割は、六カ国の立場の調整によってEECにおける議論を円滑に進めることであった。但し臨時委員会に参加したメンバーの立場は後の欧州委員会に近いものであったという。つまり彼らは各国の代表であったが、政府よりも超国家的機関であるEECに対する忠誠を誓っていた。このことは彼らの対応を考察する上で、念頭において置かなければならない。

フランスの主張に対して、彼らは、それが六カ国の経済的利害に最も一致した構想であることを認めた。しかし同時に、EECへの加盟を拒んだ一カ国が、ローマ条約の拡大を基礎とするフランスの立場を受け入れる可能性は極めて低く、実現不可能な構想であると判断された。^⑩ 加えて、ローマ条約を基礎とする一七カ国による経済統合の実施は、EECの活動と重複し、FTAによってEECが「吸収」されることが警告された。臨時委員会は、実現可能かつEECと干渉し合

わなないF T Aを六カ国共通の立場として追求していた。^⑩ そのためフランスの考えは臨時委員会が追求する立場とは相容れないものであった。

臨時委員会で多くの支持を集めたのは、イギリスに近い立場をとるオランダの立場であった。同国の立場は、自由化政策の対象製品を限定することによって、F T Aにおける関税・割当撤廃の厳格化と対外共通関税の欠如の孕む問題に対応しようとするものであった。^⑪ そのため加盟国の多くの利害が大きく絡む農産物を対象とすることには消極的であった。さらに同委員会では、ローマ条約のように一七カ国に一律の規律を課すのではなく、六カ国と一一カ国それぞれが結ぶ二国間協定の集合としてF T Aを位置づけることに多くの支持が集まった。^⑫ そのため、人・サービス・資本の自由移動や共通政策の実施に先立つ国内政策の調和制度を導入することに反対意見が多く見られた。つまりF T Aの機能を最小限に制限することによって、ローマ条約の規定領域に介入することを阻止しようとする立場が、臨時委員会では支持されたのである。^⑬

臨時委員会はこのような方針に則った立場を取るようフランスに働きかけたが、フランスはローマ条約の拡大を基礎とする立場を崩さなかった。そのため、六カ国の共通の立場を確立するという臨時委員会の目標は達成されなかった。しかしE E Cを危険に晒すことが警告されたにも係わらず、その立場を変えなかったことは、フランスの欧州政策における優先順位の変化を示唆している。フランスの欧州統合政策において、かつてモレ政権では最も重要視されていた、E E Cの重要性が低下したということである。

事実、臨時委員会においてフランスは、一七カ国による経済統合がE E Cという組織を弱体化させるといふ政治的問題を孕んでいることを認めている。^⑭ しかしながら、E E C同等の平等な競争条件と貿易自由化に対する保護措置を有さなければ、フランス議会がF T Aを受け入れる可能性は無いと考え、その立場を崩すことを拒否した。つまりこの時点でフランスは、混乱する国内の状況から、イギリスの要求が孕む経済的問題を回避することを重要視せねばならず、E E Cとい

う政治的な六カ国の枠組みを軽視せざるを得ない状況に追いやられていたと言える。

一方、超国家的な性格を持つ臨時委員会では、E E Cが危険に晒されることは自己否定に等しく、最も避けるべき事態と見なされ、同委員会における交渉は行き詰まりを解消することなくその役目を終えることになる。ところが後に六カ国の政府間協議が始められると、より重要なのは、F T Aへの反発を強めるフランスを交渉の場につかせ続けることになっていく。すると、次節で確認するように、六カ国は経済統合を追求するフランスの立場を基礎にして共通の立場の確立を目指し始めるのである。

第二節 モードリング委員会とオクラン委員会——交渉の多元化

臨時委員会が意見集約に苦心していたのと同様に、O E E CにおけるF T A交渉も難航していた。五七年春より、イギリス政府は交渉を深化させるため、作業委員会だけでなく閣僚レベルの政府間委員会における議論の実施を求めていた。しかしローマ条約の締結に集中したい六カ国の反対によって、政府間委員会の設立は延期を余儀なくされた。結局F T A問題を審議するための政府間委員会が設立するのは五七年一〇月のことで、イギリス大蔵省主計長官レジナルド・モードリング (Reginald Maudling) を議長とすることから、この委員会は「モードリング委員会」と呼ばれる。そしてモードリングのイニシアチブのもと、五八年二月、F T A条約案が発表され、その条文では関税と割当の撤廃のみを定めるF T A制度が採用されていた^{①7}。

表1に挙げた全般的な内容から、ここではフランスからの批判が強かった輸入割当の撤廃政策を確認しておこう。フランスは関税以上に輸入割当の撤廃がもたらす経済的損失を不安視しており、モードリング委員会の条約案はフランス経済にとって許容出来ないものと判断された^{①8}。特に問題視されたのは、ローマ条約の「三%規定 (Article 3%)」を巡る問題である。少し本筋から逸れることになるが、この問題は後に重要な争点となるため、詳しくこの規定を説明しておこう。

表1 EEC/FTA/AEE の具体的内容

	EEC（ローマ条約）	FTA（1958/2 条約案）	AEE（1958/6）
関 税	<ul style="list-style-type: none"> ・1959年1月1日より18ヶ月ごとに10%引き下げ ・段階の移行には全会一致が必要 ・8年目以降、引き下げ率は未定 ・対外共通関税の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・1959年1月1日より18ヶ月ごとに10%引き下げ ・自動的に段階の移行 ・関税引き下げスケジュールの確定 ・対外共通関税は導入せず、代わりに迂回貿易を防止するための原産地管理を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・1959年1月1日より18ヶ月ごとに10%引き下げ ・段階の移行は、3分の2以上の多数決によって決定 ・関税引き下げスケジュールの確定 ・擬似的対外共通関税の導入（カルリ・プラン）
割 当	<ul style="list-style-type: none"> ・1959年1月1日、6カ国間の割当を一元化。1年ごとに10%拡大 ・それぞれの品目の割当額は国内生産額の3%以上（3%規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1959年1月1日、17カ国間の割当を一元化。1年ごとに10%拡大 ・それぞれの品目の割当額は国内生産5%以上 ・OECEの責務の引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・1959年1月1日、17カ国間の割当を一元化。1年ごとに10%拡大 ・それぞれの品目の割当額は国内生産3（もしくは5）%以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生産要素の自由移動 ・共通農業政策 ・加盟国間の経済・社会政策の調和 ・経済状態悪化の場合、輸出奨励金、特別輸入税の導入を許可 ・経常収支の悪化に対するセーフガード（＝全面的輸入制限が可能） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に工業製品に限定（＝コモンスウェルスとの取引額が多い製品を除く製品） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産要素の自由移動 ・加盟国間の経済・社会政策の調和 ・経済状態悪化の場合、輸出奨励金、特別輸入税の導入を許可 ・農産物を含むかどうかは未定（主に北欧諸国が農産物を対象とすることを要求） ・経常収支の悪化に対するセーフガード ・途上国に対する特別措置

出典：AMAE, DECE, No.786, Comité Intergouvernemental sur l'établissement d'une zone de libre échange, élimination des droits de douane, 4 février 1958. AMAE, DECE, No.786, Comité Intergouvernemental sur l'établissement d'une zone de libre échange, élimination des restrictions quantitatives à l'importation, 6 février 1958. AMAE, DECE, No.743, analyse des memoranda préparés par le Comité Ockrent, 3 juin 1958.

三%規定とは、EEC加盟国が自国を除く五カ国に対する割当を一元化した上で、それぞれの品目の割当額を国内生産の三%以上にすることを義務付ける規定である。貿易の自由化が進んだ今日からすると、国内生産の三%という数字はあまりにも小さく、大きな影響をもたらさないように思われるが、それは誤解である。五八年のデータでは、フランスのEEC五カ国に対する輸入割当の総額は約八〇〇億フランであり、そのうち約二二〇億フランが三%規定の対象となる製品であった。¹⁹つまり金額で見えた場合、当時フランスでは、五カ国からの輸入の四分の一以上が強固な輸入制限の下で行な

われていたのである。そして3%規定によるフランスの割当拡大額は、三九〇億フランに及ぶため、貿易収支の悪化に直面していたフランス政府にとって3%規定を巡る問題は非常に繊細なものであった。

フランス程ではないものの、多くの西欧諸国も依然として一部の品目に関して強固な輸入制限を維持していた。というのも各国はOEECの枠組みで九〇%の自由化を義務付けられていたが、残りの一〇%の品目については自由に割当額を設定することが可能であった。従って、一見ほぼ全面的な自由化を達成しているように見えても、一部の主要産業の割当額を恣意的に設定することが可能な限り、西欧の貿易自由化は完成し得なかった。それ故、割当額の最低額を定めた3%規定は漸進的ではあるが、全ての輸入制限を撤廃していく画期的な規定であった。EECは関税の撤廃とこの規定によってあらゆる貿易障壁の撤廃を目指し、欧州の戦後復興を支えたOEECとの違いを明確に打ち出したのである。

このように割当の完全撤廃を目指す動きはFTAにも反映され、3%規定同様の制度の導入が検討された。FTA条約では加盟国の拡大に従って、国内生産3%から5%へと最低額が拡大され、5%規定として導入が提案された。これは当時最も強固な輸入制限の庇護下にあった産業の貿易自由化が、ローマ条約と比べて早く進められることを意味している。フランスが輸入割当を撤廃する上で重要視していたのは、フランス経済が許容可能な国内生産3%という絶対的な数字を守ることであった。^{②1} イギリスは、最終的にフランスがイギリスとの外交関係を強化するためにFTAを受け入れるであろうとフランスの反対に無関心であったが、^{②2} 実のところフランスは、臨時委員会において示された立場が自国の経済状態の悪化を反映していたように、外交と経済を不可分なものとしてFTA問題を論じていたのである。従って、モードリング委員会においてFTA条約が具体性を帯び始めると、フランスはローマ条約を拡大した経済統合をFTAにおいて実現する必要があることを一層強く認識し始めるのである。

このような状況で、五八年二月二〇日、フランス政府の公式見解を示した覚書がまとめられた。そこではFTAに代わって、一七カ国による経済統合を基礎とする「欧州経済協力連合 (L'Organisation européenne de coopération économique)」

の設立を追求する旨が述べられた^{②③}。フランス政府は臨時委員会で示した立場を引き継ぎながら、この覚書の発表によって、幾つかの新たな要求を加えた。まず、産業部門ごとに関税・割当撤廃の条件を定める「部門別協定」^{②④}を基礎とすることである。これによってフランスは、貿易収支の均衡にとつて肝要な産業（例えば化学産業）の関税・割当撤廃を例外的に扱うことが可能となる。次に、関税引き下げにE E Cとの三年の時間差を設けることである。換言すると、フランス政府の立場は、臨時委員会において示されていたようなローマ条約を拡大した一七カ国による経済統合の追求という基本的な立場を引き継ぎつつ、部門別協定や関税引き下げに時間差を設けることで、貿易自由化の促進がフランス経済に及ぶ影響をさらに減じようとするものであった。

フランス覚書がまず五カ国に伝えられると、五カ国は概してその内容に反対意見を述べた^{②⑤}。覚書における部門別協定の原則にはルクセンブルクが好意的な見解を示した他は、この原則がF T A条約制定の技術的な困難を増大させるという点から反対が見られた。また関税引き下げの時間差には、イギリスの立場がE E C設立に伴い発生する六カ国と一一カ国の関税差別の撤廃を主目的としていたために、同国がこの提案を受け入れる可能性が極めて低いとして、全ての国から反対された。しかし五カ国はこの覚書をO E E Cに通知することを保留し、フランスにも受け入れられる六カ国共同の解決法を見出すこと、そのためにフランス覚書の審議をより詳細に行う意思があることを示した。そして六カ国がF T A問題を専門的に議論する場として、E E C閣僚理事會付属の臨時政府間委員会である「オクラン委員会」^{②⑥}が設立された。

当初フランスの覚書は否定的に受け止められたにも係わらず、オクラン委員会において覚書の基本精神である経済統合の追求という目標は、F T AをE E Cに接近させるような具体的な政策提案によって追求されていく。三月に開催された同委員会では、イタリア代表であるカルリ (Giulio Carli) によってF T Aの域外関税制度が提案され、これはカルリ・プランと呼ばれる。カルリ・プランは一定の「幅」^{②⑦}がある基進関税を設け、「幅」に収まらない関税が課された製品に補償税を課するという制度であった^{②⑧}。カルリ・プランはF T Aへ対外共通関税同様の規則を導入するものであり、その重要性を

強く認識していたフランスにも歓迎された。そして六カ国は、迂回貿易を防止するための原産地管理を簡素化出来るとして、カルリ・プランを議論の基礎とすることに合意した^②。

さらに四月、ドイツは金融・通貨・景気政策の調和、福利厚生制度の調和、国庫補助金やダンピングに関する規則を含む競争条件の調和、通商政策と対外関税の調和をF T Aにも盛り込むべきことに合意した^③。そして四月一〇・十一日のオクラン委員会では、六カ国は対外関税の調和と通商政策の調和の原則に合意した^④。またフランス外務省経済協力局によれば、この時期ほぼ全てのO E E C諸国がある程度の社会政策の調和と対外関税の調和をF T A条約に組み込む必要性を認めていたという^⑤。

そしてフランスの政治危機の影響で延期を余儀なくされたものの、六月三日のオクラン委員会では共同メモランダムが作成され、六カ国の原則的な共通の立場が形成された。このメモランダムで六カ国は、一七カ国の連帯をF T Aとしてではなく「欧州経済連合」(A E E)の名の下、経済統合によって追求するべきであることを示した^⑥。これは単なる名称変更ではなく、F T A交渉において六カ国が、イギリスの主張を基礎とするF T A構想の受け入れの審議ではなく、E E Cをモデルとする一七カ国の経済統合を追求することで問題の解決を図るという立場を確立させたことを意味する。表1に挙げたように、A E Eには五七年半ばの臨時委員会以来のフランスの要求が反映されていると言える。しかしA E E構想ではフランスの立場に反して、加盟国間の関税・割当撤廃スケジュールの確立、四年ごとの更なる関税引き下げ段階への移行に際して全会一致ではなく三分の二以上の可決に依ることも予定された^⑦。さらにフランスが主張していた関税引き下げ開始の三年の時間差も、イギリスを中心とする一カ国に認められる可能性の低さから否定的な見解が示された。

このように、五八年一月一日のE E C設立以降、六カ国は二月に発表されたフランス覚書を元にオクラン委員会を通じてF T A問題に対する意見交換を進め、六月にはA E E構想を発表した。そしてフランスの立場とA E Eの隔たりを埋めることが、今後の交渉の主題になるはずであった。しかしながら臨時委員会の超国家的な性格を引き継ぐ欧州委員会が、

F T A問題に対する立場を明確にすると、新たな問題が浮上することになる。

第三節 欧州委員会のイニシアチブ

当初超国家的アクターである欧州委員会のF T A構想に対する立場は曖昧であったが、それはF T A交渉への欧州委員会の参加がローマ条約では明確に定められていないためであった。^⑤しかし五八年三月、欧州委員会は独自のF T Aに対する立場を示した覚書を発表することで、F T A交渉への介入を始めた。その覚書の中で、欧州委員会はE E Cモデルの正当性と独自性から、E E C同様の経済統合を基礎とするF T Aの設立を目指す六カ国の立場を原則として支持した。^⑥但し六カ国とは異なり一七カ国の意見の集約の困難から、理想的なF T Aをローマ条約の定める通商政策が開始する五九年一月一日に合わせて実現させることは不可能であると判断し、F T AやA E Eといった組織の早期設立には反対していた。^⑦つまり欧州委員会はF T A制度を基礎とするイギリスの立場のみならず、交渉の困難から、六カ国が合意していた経済統合の追求にも反対したのである。

しかし欧州委員会に参加するフランス人マルジョラン (Robert Marjolin) の説明によれば、委員会はF T A設立には反対しているものの、一カ国への差別的待遇を六カ国は改善するべきであると考えていた。なぜならば、輸入割当は既に時代遅れの制度で、六カ国や一七カ国といった枠組みに囚われず撤廃するべきで、関税についてもG A T Tを通して引き下げが必要と考えたためである。^⑧即ち欧州委員会は、F T Aの可否に係わらずE E Cは域外に対する関税引き下げと割当撤廃といった自由化措置を採用し、世界貿易の発展に貢献すべきと考えていた。

そしてこの考えは、六月一日、欧州委員会が委員長ヴァルター・ハルシュタイン (Walter Hallstein) に因み「ハルシュタイン提案」と呼ばれる、F T A並びにA E Eの早期設立に代わる「暫定協定 (accord provisoire)」案を発表することで、一七カ国のみならず世界中へと伝わった。^⑨ここにF T A問題の解決方法に、F T AとA E Eに続く暫定協定という第

三の方針が現れた。ハルシュタイン提案は、五九年一月一日、一一カ国含むGATT締結国への一〇%関税引き下げを提案するものであった。輸入割当の撤廃をどのように進めるのかは述べられなかったが、この提案はこれまでFTAあるいはAEEの設立によつて解決が図られていた一一カ国への関税差別を、暫定的にGATTの枠組みにおけるEECの責務として解決することを企図していた。この企てに対してスウェーデン政府は、ハルシュタイン提案が提起する「関税の引き下げはFTA設立の第一歩」ではなく、ローマ条約の関税・割当政策に対する「GATTの賛同を得るために行われるものである」として、ハルシュタイン提案を非難した^④。つまりハルシュタイン提案は、EECが非加盟国に強いる差別的待遇をGATTのお墨付きによつて正当化するための提案で、差別的待遇を解消するためのFTAとは根本的に相容れないものと捉えられたのである。

結果的にこのスウェーデン政府の見解は的を射たものであった。欧州委員会がハルシュタイン提案を暫定的な枠組みと捉え、FTAあるいはAEEの設立を望んでいたとは考えにくい。というのも結成間もない欧州委員会にとつて、新たな組織が誕生することは、自分たちのプレザンスが喪失する危険性を秘めていたからである。しかしそれ以上に重要なのは、フランスに新たに誕生するドゴール政権が、ハルシュタイン提案と暫定協定をまさにFTAとAEEを拒否するために利用し始めたことである。つまり欧州統合史の中で、最も激しい対立関係にあったと言つて構わないドゴールと欧州委員会がFTA交渉においては、協力関係にあったのである。

- ① Centre des Archives économiques et financières (以下CAEF), Direction des relations économiques extérieures (以下DREE), B. 54867, Le commerce extérieur de la France avec les pays étrangers 1956-1958, Évolution par secteurs de production, 21 avril 1959.
- ② CAEF, DREE, B.47689, OECDE Comité de Direction des Echanges session des 20, 21, 22 juin 1957.
- ③ 詳しくは廣田愛理「前掲論文」八〇頁を参照された。
- ④ AMAE, DECE, No.741, Résumé des débats du Comité Interimaire sur les conceptions d'une zone de libre échange, 25 juillet 1957.
- ⑤ 経済統合の理論に関する以下を参照された。佐々木隆生「中村研一編著」前掲書「二二三―四」。
- ⑥ AMAE, DECE, No.741, Résumé des débats du Comité Interimaire

sur les conceptions d'une zone de libre échange. 25 juillet 1957.

- ① AMAE, DECE, No.741, note. a.s. Zone Européenne de Libre Echange, 24 juin 1957.
- ② 一かきながら、ソビエト連邦と同様のGATTメンバー国を除外して、ソビエト経済圏に決して合致した権限ではなると大蔵省を中心として認識されたこと。廣田愛理「前掲論文」七八一七九頁。
- ③ 臨時委員会の作業の中で最も成果を挙げたのは対外共通関税の設定であった。詳しくは以下を参照された。Michel Dumoulin, «Les travaux du Comité intermédiaire pour le Marché commun et EURATOM (avril 1957-janvier 1958)», in. Antonio Varsori, ed., *Inside the European Community. Actors and Politics in the European Integration 1957-1972*, Nomos, 2006, pp23-35.
- ④ Ibid., p.33.
- ⑤ AMAE, DECE, No.741, Résumé des débats du Comité Intérimaire sur les conceptions d'une zone de libre échange. 25 juillet 1957.
- ⑥ Ibid.
- ⑦ AMAE, DECE, No. 741, Raymond Bousquet ambassadeur de France en Belgique à son excellence Monsieur Christian Pineau ministre des affaires étrangères, 13 septembre 1957.
- ⑧ 一カ国を四つのグループに分けて、それぞれと交渉するというのが現実と考えられた。第一にイギリス、第二にデンマーク、オーストリア、スイス、第三にトルウェー、スウェーデン、第四にトルコ、ギリシアなど。AMAE, DECE, No.741, Résumé des débats du Comité Intérimaire sur les conceptions d'une zone de libre échange, 25 juillet 1957.
- ⑨ Ibid.
- ⑩ Ibid.
- ⑪ AMAE, DECE, No.786, Comité Intergouvernemental sur l'établissement d'une zone de libre échange: élimination des restrictions quantitatives à l'importation, 6 février 1958.
- ⑫ AMAE, DECE, No.785, note, as. le Traité de Rome et la libération des échanges, 17 décembre 1957. AMAE, DECE, No.785, le désarmement douanier et contingentaire dans la zone de libre échange, 5 mars 1958.
- ⑬ AMAE, Papier Wormser, No.41, note sur les augmentations d'importations au profit des pays membres de la Communauté Économique Européenne et au profit des autres pays membres de l'OECE, 24 novembre 1958.
- ⑭ 後述するが、ソビエト政府は特に自動車の輸入割当を拡大しようとしていた。
- ⑮ AMAE, DECE, No.785, note, as. le Traité de Rome et la libération des échanges, 17 décembre 1957. AMAE, DECE, No.785, le désarmement douanier et contingentaire dans la zone de libre échange, 5 mars 1958.
- ⑯ Wolfram Kaiser, *op. cit.*, pp.94-101.
- ⑰ Ministère des Affaires Étrangères, *Documents Diplomatiques Français* (以下 *DDF*) 1958, Tome 1, No.152, pp.264-286.
- ⑱ 産業部門ごとに多様な問題を一般的に扱えば、条約における制限が増加してしまうので、これを回避するために、とりわけ対外関税の格差や域外市場へのアクセスの可能性に関して、競争条件に不平等が生じないよう、産業部門ごとに競争の拡大への適応に必要な条件を明確にした協定を定めるという提案であった。廣田愛理「前掲論文」八三頁。
- ⑲ AMAE, DECE, No. 753, note: voyage de M. Mourice Faure à

Bruxelles et Bonn, 3 mars 1958.

②⑥ ヴェルギー人ロジエール・オクレン (Roger Ockrent) が議長を務めた「ラント」に因む。

②⑦ 実際にはこの「幅」がどれ程の広さを持つのかについては決定しておらず、それが品目毎に個別に定められる訳ではなく、貿易対象となる商品の価格に従うことという原則のみが説明されている。

②⑧ AMAE, Papier Wormser No.39, exposé détaillé des propositions présentées par McCarli, 20 mars 1958.

②⑨ AMAE, DECE, No.743, Conseil des Ministres, note du Secretariat, 3 avril 1958.

③⑩ AMAE, DECE, No.753, notes as. Conversations de Saint-Germain 2 et 3 avril 1958.

③⑪ AMAE, DECE, No.743, note, as. Groupe de travail sur la zone de libre échange(Comité Ockrent) Séances du 10 et 11 avril, 12 avril 1958.

③⑫ 廣田愛理, 前掲論文, 八四頁。

第三章 ドゴール政権期 (一九五八年六月一日)

本章では五八年六月のドゴール政権発足から、五九年四月の英仏二国間交渉終了までを扱う。五八年五月のアルジェリアにおけるクーデタ勃発に起因するドゴール政権の誕生は戦後フランスの転換点であったといえる。しかしながら(あるいはだからこそ)先行研究において、FTA問題に対してドゴール政権が果たした役割については、統一した見解が得られていない^①。本稿ではこれまで見過ごされてきたAEE構想そして暫定協定に対するドゴール政権の立場を分析し、その役割を再解釈することで、FTA交渉が欧州統合に与えた影響を考察する。

③⑬ AMAE, DECE, No.743, analyse des memoranda préparés par le Comité Ockrent, 3 juin 1958.

③⑭ Ibid.

③⑮ 詳しくは以下を参照されたい。Laurent Warlouzet, «La Commission», pp.367-368.

③⑯ Ibid., p.370. 欧州委員会が明確な立場を打ち出した理由を明確に示す史料は存在しないという。この点についてはフルゼン、ハルシエタ、ヤンの論議を参照されたい。

③⑰ AMAE, DECE, No.743, note pour le ministre des finances, des affaires économique et du plan, 12 avril 1958.

③⑱ AMAE, DECE, No.785, projet pour l'abolition du contingentement industriel à une réduction générale des droits de douane, 18 avril 1958.

③⑲ Laurent Warlouzet, «La Commission», p.372.

④⑰ AMAE, DECE, No.785, Le projet Halstein des réductions simultanées des droits de douans: réactions suédoises.

第一節 E E Cの再評価とA E Eの拒否

これまで多くの研究が指摘するように、ドゴール政権はフランスの「偉大さ」の追求手段としてE E Cを積極的に利用することを企てた。② まずドゴールは、フランスがリーダーシップを発揮する場として、イギリスを含んだ一七カ国よりも六カ国の枠組みを重要視した。さらにドゴールは、E E C推進派の経済学者のジャック・リュエフ (Jacques Rueff) を登用するなど、経済的にもE E Cがフランスに利益をもたらすという考えに同意していた。リュエフは、E E Cが加盟国間の国内政策の調和を予定している点、そして、欧州委員会・閣僚理事会・欧州司法裁判所といった強固な組織を有する点が高く評価し、これらの要素を有することで初めて、欧州諸国の貿易自由化が実現するであろうと考えていた。③ さらに、仮にE E Cの設立によってフランスの経常収支が悪化したとしてもそれは一時的なものに過ぎず、長期的観点からE E Cがフランス経済の立て直しに必要不可欠であると結論づけていた。そして、五八年九月に設立されたリュエフを代表とする専門家委員会、通称「リュエフ委員会」は、財政再建によるインフレ対策・フラン交換性回復・貿易自由化を検討し、フランス経済をE E Cに適用させることを模索し始めた。④ つまりドゴール政権は、政治的にも経済的にもフランスが「偉大さ」を取り戻すために、E E Cが不可欠であると結論づけていた。そのため同政権のF T A交渉における基本的立場は、E E Cにおいてフランスが獲得する利益を反故にするような性質を持つF T AあるいはA E Eの設立に反対するということであった。言い換えるならば、ドゴール政権はモレ政権と同様にE E Cを重要視する立場から、F T A問題に取り組み始めるのである。

ここで、ドゴール政権が誕生した頃のF T A交渉の状況を確認しておこう。五月のクーデタ以来、約一ヶ月、フランス情勢の混乱によって、モードリング委員会及びオクラン委員会における政府間交渉は事実上中断していた。そこに欧州委員会がハルシユタイン提案を発表し、暫定協定による解決を打ち出していた。提案の具体的内容には批判がなされたもの

の、依然としてF T AとA E Eという性質が大きく異なる二つの構想が並立しているような交渉状況に鑑みて、暫定協定による解決は現実的な選択肢と見なされ始めていた。^⑤

こうした中、六月二一日のオクラン委員会において暫定協定が初めて六カ国で協議され、暫定協定の性格に関する二つの選択肢が示された。一つは関税・割当の他に、経済政策や通商政策の調和等についても定めるA E E条約の予備協定で、もう一つはハルシユタイン提案に基づく、一年間もしくは一八ヶ月間の関税・割当政策のみを定める協定であった。^⑥議長であるオクランや、イタリアとベネルクスは第一の協定の追求を望み、政策の調和を含んだ暫定協定を支持した。一方ドゴール政権は二月の覚書を基礎とする立場から、E E Cとの関税引き下げの時間差を導入すること無しにA E E設立を約束するような暫定協定を支持することは出来ないとし、第二の協定を支持した。つまりこの時点でドゴール政権は、従来フランスの立場とA E Eの隔たりを問題視していたのである。

七月になると、ドゴールはF T A問題を本格的に議論し始め、七月一〇・一一日に開催された省間会議において同政権としてのF T A問題に対する立場を打ち立てた。それは、部門別審議の原則が受け入れられることを条件に、E E Cと一七カ国の関税引き下げの時間差の要求を放棄し、六月に発表されたA E E構想を原則的な立場として採用するというものであった。^⑦こうしたフランス政府の譲歩は、七月下旬の仏独会談とE E C閣僚理事会の際に伝えられ、五カ国から大きな進歩として歓迎された。さらに一一カ国も協調的になり、モードリング委員会では部門別審議の検討を求める決議が容易に採択されたという。^⑧

しかしながら実のところ、ドゴール政権はやはり六月に発表されたA E E構想の受け入れを困難と見なしていたと考えられる。というのも同政権は、新たな共同体には対外共通関税を導入することが不可欠であると考え始めていたためである。この省間会議で示されたフランスの暫定協定に対する立場は、A E Eの予備協定となることに反対し、関税と割当の撤廃のみを定める暫定協定を支持するものであった。^⑨つまり一見ドゴールは他国に譲歩したように見えるが、暫定協定に

よる解決が現実味を帯び始めていたことを考慮すると、同政権の眼目はむしろAEEの拒否にあったと考えられる。

こうしたドゴール政権の立場の確立に影響を与えたのは大蔵省対外経済関係局に所属していたコジエーヴ（Alexandre Kojève）である。コジエーヴの考えはフランス外務省経済金融局長のウォルムセル（Olivier Wormser）^⑩に宛てた書簡の中で以下のように示された。AEEには対外共通関税が導入されず、擬似的な対外共通関税制度であるカルリ・プランしか導入される予定がないため、FTAはもちろんのことAEEも関税同盟として不完全である。それ故AEEは、経済統合たる性質を維持するEECの「延長」あるいは「拡大」した組織とはならない。そして、関税同盟の結成のみが欧州政治統合の基礎になるという信念から、AEEの設立は一七カ国の政治的結束を促すものではないばかりか、EECの設立もたらず六カ国の政治的結束をも切り崩すことになる、と^⑪。つまりコジエーヴは、EECの設立によってドゴール政権が得られる政治的・経済的な利益を守るためには、FTAだけでなくAEEも拒否する必要があると警告したのである。

ところが、この考えがフランス政府の立場として受け入れられるには障害が残っていた。特に外務省では、フランスがFTAあるいはAEEという一七カ国の組織化を拒否すると交渉失敗の責を問われ、一七カ国内、特に六カ国内でフランスが孤立するのではないかと心配されていた。コジエーヴはこの問題を解決するため、以下のような提言も行った^⑫。まず、フランスがFTAとAEEの設立に反対する理由として、両構想における対外共通関税の欠如が六カ国にとつての不利益になるだけではなく、全一七カ国の利益に反するという論理を強調する必要がある。というのも対外共通関税の導入こそが「欧州特惠システム」の根幹になるからである。そして一七カ国の大部分は、FTAが「欧州特惠関税システム」になることを望んでおり、それに反対しているのはイギリスとオランダのみであるため、その承認を要求した結果、交渉が破裂してもその責任を担うのはこの両国である。次に、フランスは一一カ国にEEC加盟国同等の待遇を保証する暫定協定を提示する必要がある、と。つまりコジエーヴは、対外共通関税の意義を最重要視する自身の考えによって他国を説得出来る可能性を信じながらも、同時にFTAとAEEを完全に葬り去ることは不可能であると認識し、イギリスを中心とす

る一カ国の要求の一部を反映した暫定協定の必要を認めていたのである。

ウォルムセルはコジエーヴのこれらの提言を受け入れ、FTAとAEEの拒否を決断した。但しウォルムセルはコジエーヴの提言に加え、フランスがローマ条約を遵守する意思を完全に証明する必要があることを説いた^⑬。なぜならば彼の考えでは、幾ら対外共通関税の重要性を説いたとしても、フランスがローマ条約を遵守するのかどうか、言い換えると対外共通関税を備えたEECの発展に積極的に寄与するのかどうか不明瞭では、その主張は説得力を持たないためである。コジエーヴの提言を受け入れたウォルムセルの立場は、外務省内で支配的な考えであった訳ではないが、外相クーヴド・ミユルヴィル (Maurice Couve de Murville) がこれを受け入れたことよって、ドゴール政権のFTA問題に対する最終的な立場として採用されるに至った^⑭。しばしば五八年夏頃からイギリスがFTAをGATTの枠組みでの関税交渉に置き換えようとしたことが、ドゴール政権がFTAを最終的に拒否した要因に挙げられる^⑮。しかしながら、この時期むしろ六カ国の関心はAEE構想の確立にあるため、ドゴールがAEE構想にも反対したという事実を踏まえなければ、FTA交渉におけるフランスの対応は明らかにされたとは言えないであろう。

こうして確立されたフランスの新たな立場を、ウォルムセルはモードリング委員会で明らかにした。一〇月二八日から三〇日に開催されたモードリング委員会の中心議題はAEE構想についてであった。スイス代表がカルリ・プランの導入に反対したのに対し、ウォルムセルは対外関税の自主権を認めることの困難を強調し、交渉の成否に関わる重大な問題であると深刻に受け止めた^⑯。つまりウォルムセルはコジエーヴの提言に従い、対外共通関税の欠如が全一七カ国の利益に反することを示唆し、フランスがFTAにもAEEにも反対することを明らかにしたのである。しかしながら、ウォルムセルの発言に対して一カ国は、一定の対外関税の自主権を維持することはFTA構想の基本概念であるという考えを持ち強い反感を示した^⑰。さらに五カ国も対外関税の自由が孕む危険は理論的なもので現実的なものではないとしてフランスの立場を批判した。特にドイツは第三国に対する関税の自主権という新たな問題を提起したフランスの立場を、非協力的で

六カ国が制定した共通の姿勢を無視し妥協の可能性を低くするものであると批判した¹⁸⁾。即ち、対外共通関税の欠如が孕む問題を重大視し、完全な対外共通関税の制定を求めたのはフランス一国のみであり、コジエーヴの思惑は外れる結果となつた。

こうして対外共通関税の必要を訴えることで、F T A と A E E の拒否を正当化するというフランスの交渉戦術は失敗に終わった。それでも、一月一日、フランス情報相スーステル (Jacques Soustelle) は「イギリスが望んだような F T A の創設は不可能であることがフランスにとって明らかになった」と宣言し、交渉は事実上の中断となる。つまりドゴール政権はモードリング委員会での失敗にも係わらず、方針転換を行わなかった。これは大きな賭けであったと言える。なぜならば、最早フランスの孤立を回避するための政策オプションは暫定協定しか残されていなかったからである。そして次節で詳細に述べるが、その暫定協定においてもフランスの立場は五カ国と隔たりのあるものであった。

第二節 暫定協定を巡る六カ国の協議

一月十八日、ドゴール政権はローマ条約の完全な遵守と一一カ国を含む G A T T 締結国を対象とする暫定協定案を発表し、フランスが交渉決裂の責任を負い、孤立するのを回避することを目指した。六カ国はローマ条約 (三三) に従い、原則として各国の通商政策の調整を行い、共通の通商政策を定める必要があったが、フランスと五カ国の間には暫定協定を巡る立場の違いが存在していた。

ここで暫定協定の類型を整理しておこう。表 2 にあるように、五カ国、特にイタリアとオランダは依然として A E E の設立による一七カ国の連帯の実現に期待を寄せており、暫定協定を A E E 設立の予備協定にすることを画策していた¹⁹⁾。一方 A E E の設立に反対するフランスは、暫定協定がその予備協定となることに反対し、関税と割当の撤廃のみを実施する暫定協定案を発表した。しかしながらフランスが、イタリアとオランダの追求する暫定協定に反対していたのは、A E E

表2 暫定協定案の類型

	ハルシュタイン提案	AEE 予備協定	フランス案
関 税	GATT 締結国を対象に10%引き下げ (相互)	11カ国を対象に10%引き下げ (相互)	GATT 締結国を対象に10% 引き下げ (6カ国の一方的引き下げ)
輸入割当	未定	・11カ国を対象に10%拡大 (相互) ・3%規定の導入	・11カ国を対象に10%拡大 (相互) ・3%規定は導入せず。
そ の 他		国内経済政策・社会政策の調 和の導入を考慮	OEEC の自由化責務 (90% 自由化) を考慮し、フランス は停止していた自由化を再開

出典：AMAE, Papier Wormser No.40, nouvelles bases pour les négociations entre les Six et les Onze, 14 novembre 1958.

の設立に反対していたためだけでなく、それがフランス経済にとって看過出来ない問題を孕んでいたためである。次節で詳細に述べるが、特に3%規定が暫定協定に導入され、強固な輸入制限の庇護下にある産業の貿易自由化が進められることは、フランス経済にとって受け入れ困難であると見なされていた。

結果を先に述べると、まず西ドイツが一月二十六日に開催された仏独首脳会議で、暫定協定において関税と割当の撤廃のみを定めることに合意し、同協定におけるAEE設立の追求を放棄した。次いでベネルクスも、暫定協定がFTAあるいはAEEの設立に代わるものではなく、一七カ国の交渉再開のための政策として行われることを条件にして、AEEの予備協定を追求する主張を止めた。そして六カ国は、AEE設立という目標追求を中断するに至るのである。

フランスとの政治的な協力関係の強化を望んでいた西ドイツのみならず、親英的な態度で知られるベネルクスまでもがフランスの立場を受け入れたのはなぜだろうか。西ドイツを含む全五カ国はフランスとは異なり、AEEが対外共通関税を導入しなかったとしてもEECを反故にするような性質を秘めることになることは考えていなかった。そのため五カ国は一七カ国での交渉が中断された後も依然としてAEEの設立を追求し、暫定協定をその設立のための第一歩とすることを目指していた。その一方、西ドイツとベネルクスは、フランスが暫定協定によって自ら積極的にEEC非加盟国に対する自由化措置を採る意思を示したこと、そして、ローマ条約を履行する意思を示したことを高く評価した²⁴⁾。というのもAEE

Eの設立を依然支持しているとはいえ、五カ国はそれ以上にEECの存在を重要視していた。そのため五カ国が最も心配していたのは、フランスがセーフガード条項を適用し、EEC初年度からその深化が中断されること、そしてEECが機能不全に陥ることであった。従って暫定協定を通してフランスが伝統的な保護貿易主義と決別することは、五カ国にとってEECの順調な出発と将来の発展を裏打ちするものであった^{②1}。それ故に五カ国はフランスの主張を受け入れ、AEE設立を中断するという妥協を行ったのであった。

しかしながらこれで暫定協定を巡る六カ国の共通の立場が確立した訳ではなかった。というのも五カ国は、フランス一国の利害から暫定協定が制定されることには反対を続けていた。なぜならば五カ国、中でもベネルクスは暫定協定においてAEE設立を追求する立場を取り下げたものの、暫定協定が将来のAEE設立を不可能にするものになつてはならないと考えていたためである。そのためベネルクスは、一七カ国での交渉をいち早く再開出来るように一一カ国を満足させるような暫定協定を制定することを望んでいた。その結果、関税政策についてベネルクスはフランスの暫定協定を受け入れたが、出来る限りEEC域内と一七カ国での政策を接近させるため、フランスが自国の経済的利害から三%規定を暫定協定から除外することを認めなかった^{②2}。つまり六カ国はAEE設立の追求を中断したとはいえ、暫定協定の内容に関して完全な合意に至っていた訳ではないのである。言い換えるならば、フランスの暫定協定における立場が自国経済の保護という独善的な性質を秘めている以上、依然としてフランスが孤立する可能性は大いに残されていたのである。

六カ国は一二月三日のEEC閣僚理事会において、五九年一月一日に一一カ国及びGATT締結国を対象に実施するEEC共通通商政策を制定し六カ国の暫定協定案を提示したが、そこでも三%規定を巡る議論は続けられた^{②3}。フランスは三%規定の欠如を補うために本来その対象となる製品に一〇%の追加拡大を行うことを提案したが、同規定がもたらす拡大率は隔たりがあった^{②4}。そのためベネルクスはフランスの提案に反対し、結局三%規定に関する六カ国の共通の立場を確立することは出来ずに終わった。意見対立の結果六カ国が合意したのは、三%規定の適用は六カ国が一一カ国とそれぞれ

に行う二国間交渉の結果に依ることであった。²⁶⁾そして同理事会はその交渉の実施方法として、出来る限り早急に各国がとり行うことと、交渉を欧州委員会との協力関係の下で実施することを決定した。²⁷⁾斯くして最初の交渉として、英仏二国間交渉が五九年一月一九日より開始された。

第三節 英仏二国間交渉

イギリスはF T Aの設立という当初の目標の実現に失敗したとはいえ、暫定協定においてE E C加盟国と同等の待遇を部分的に獲得することが可能であった。それは、割当政策におけるE E C加盟国と非加盟国の差は三%規定の有無に限られており、E E C側でも特にベネルクスがその適用を一一カ国に拡大することを目指していたためである。従って英仏二国間交渉における最大の争点は、三%規定の対象である製品の割当拡大をどのように行うかであった。²⁸⁾イギリスは三%規定の対象となる割当にその他の割当から拡大額の振り分けを提案し、フランスが合意していた総額二〇%という拡大額を維持することで問題の解決を図った。加えてイギリス市場におけるフランス製品の販路を保証することで、フランスの妥協を引き出そうとした。

しかしながらフランスはこれらのイギリスの提案を拒み、あくまでも強固な輸入制限を固持する意思を示した。言い換えるならば、ドゴール政権は依然として一定の輸入制限がフランス経済にとって必要不可欠であると判断していたのである。²⁹⁾中でも自動車産業の保護は重要視されており、フランスが三%規定を暫定協定に適用することを拒み続けたいた大きな要因であった。³⁰⁾

当時欧州で最も自動車生産が盛んだったのはイギリスであり、フランスではイギリスに対する自動車割当の拡大には強い危惧感が抱かれていた。事実イギリスにおけるフランス車に対する割当総額は一三〇万ポンドであったが、実際の輸入額は約七九万ポンドに留まり、内四九万ポンドは部品輸入であった。一方フランスでは割当八億三五〇〇万フラン(約八

三万五〇〇〇ポンド)のほぼ一〇〇%を輸入していた。フランス政府はこのような輸出力の違いの原因をフランスとイギリスの競争条件の相違に見出して^{②①}いた。イギリスには自動車に対する六〇%の国内物品税が存在し、この税の存在によってイギリスの自動車メーカーは輸出志向を強めていた。また元来イギリスより社会政策の進んだフランスでは、イギリスと比べ製造コストが高くなるのは避けられない。従ってイギリスに対して自動車の割当を拡大する場合、両国の国内社会政策の調和無しに三%規定を含んだE E C域内同様の拡大を実施することには、強い反発が見られたのである。

また英仏二国間交渉で採用される割当政策は一七カ国間の平等を保つため、他のO E E C諸国との協定に適用される可能性が高かった。従って、イギリスがフランスとの間で三%規定相当の割当拡大を実施すると、ドイツ・イタリア・スウェーデンといった欧州の自動車生産国にも同様の措置が取られ、イギリス市場における競争が激化することが予想された。^{②②}一方この場合フランスもスウェーデンに対して割当を拡大する必要が生まれる。しかしながらスウェーデンでは既に自動車の輸入が事実上自由化されていた。従ってフランスはスウェーデンに対し一方的に市場を開放することになる。以上の点からドゴール政権は、一七カ国間での自動車貿易の発展がフランス経済にとって不都合であると判断し、割当拡大総額が維持されるとしても、三%規定の適用を求めるイギリスの主張を退けねばならないと結論付けた。^{②③}

英仏二国間交渉に対して、特にイタリアとベルギーは三%規定の適用を含んだ一七カ国間で一律の割当拡大制度を導入することを要求していた。当然イギリスは両国の要求を支持した。こうした圧力に対してフランスは、スイスの場合、三%規定の導入に固執していないことを引き合いに出し、一七カ国間の問題の個別性を指摘し、一律の制度を導入することに反対した。加えて、五八年一二月の閣僚理事会の決定に従って欧州委員会を議論に加える必要があるとして、両国の要求の受け入れを拒否した。^{②④}要するにフランスは、ここまで確認したように、実際には自国の経済的損失を生む恐れから三%規定の適用に反対していたのだが、全欧州諸国の利害に基づいてその立場を正当化しようとしたのである。

そして三月一日、欧州委員会は英仏二国間交渉を通して英仏両国のみならず六カ国内でも争われている、今後のF T A

交渉の指針を E E C の名の下に報告した。^② まず欧州委員会は、今後一七カ国での組織化は加盟国の国内政策や対外関税の調和を含んだ経済統合の実現のみを目指すことを発表し、F T A 制度による組織化の可能性を排除した。そのため国内政策の調和や共通政策等の実施無しに、一七カ国間に E E C 域内同等の通商政策を導入することに難色を示した。この観点から欧州委員会は三%規定の一一カ国への適用に反対し、暫定協定において一一カ国への差別的待遇が一定程度残されることは避けられないという結論を下した。従ってこの欧州委員会の報告は、英仏二国間交渉におけるフランスの立場を支持するもので、イタリアとベルギーの要求を退けるものであった。そして、三月一六日、E E C 閣僚理事会においてこの欧州委員会の報告が審議されると、それを六カ国の暫定協定における原則的立場とすることに六カ国は合意した。^③ 同理事会ではベネルクスを中心として、報告に対する反対は依然として見られたものの、委員会の決定を拒否するには至らなかった。

そして英仏二国間交渉は四月二日に終了し、欧州委員会の支持を受けたフランスはイギリスに対し三%規定の導入を拒否することに成功した。^④ その結果、フランスと欧州委員会の立場を反映した暫定協定が六カ国と一一カ国の関係を規定することになった。繰り返しになるが、それは E E C 域内貿易自由化の開始と同時に、G A T T 締結国を対象とする関税引き下げを、そして E E C 非加盟の O E E C 諸国を対象に、三%規定を除いた割当拡大を行うというものであった。実際にはこの後行なわれる G A T T における関税引き下げ交渉、そして欧州自由貿易連合の設立によって計画通りには進まなかったものの、欧州委員会はこれを四年の期間行うことを提案した。こうして五六年の F T A 構想の発表から続いた一七カ国の連帯を巡る議論に終止符が打たれた。

① ポシユアやワルルゼはドゴールが果たした役割が重大であったと指摘する。対照的にリンチは、そもそも当初からフランスに F T A を受け入れるつもりは無く、欧州通貨の交換性の問題が解決したことが F

T A 問題を決着付ける最大の要因であったと解釈し、ドゴール政権のイニシアチブを低く見積もっている。そして廣田は、以前から存在していた F T A 反対派の立場をドゴールがその強権的な権力によって採

- 用したと解釈して、これらの中間に位置する。
- ② 代表的な研究として以下を挙げる。J. H. 田中「*La grandeur. Politique étrangère du général de Gaulle. 1958-1969.* Fayard, 1998.
- ③ *Le Monde*, 9 février 1958. Jacques Rueff. «Une mutation dans les structures politiques: Le Marché institutionnel des Communautés européennes». *Revue d'économie politique*, janvier-février 1958, pp. 1-10.
- ④ 廣田愛理「前掲論文」八八―八九頁。具体的政策はフランス切り上げ増税・助成金の廃止・減額であった。⁹⁾ Institut Charles de Gaulle, *De Gaulle en son siècle*, t.3, *Moderniser la France*, Plan, 1992, pp.54-56.
- ⑤ AMAE, DECE, No.785, Le projet Hallstein des réductions simultanées des droits de douans: réactions suédoises.
- ⑥ AMAE, DECE, No. 785, Zone de Libre Exchange: Réunion du Comité Ockrent, 21 juin 1958.
- ⑦ AMAE, DECE, No.753 note pour le ministre, 12 juillet 1958.
- ⑧ 廣田愛理「前掲論文」八六―八七頁。
- ⑨ AMAE, DECE, No.753, réunion du 10 juillet sur la zone de libre échange.
- ⑩ ウォルトセルは外交面のみならず、経済学や人権政治学等も修め、特に一九九一年以降はフランス銀行総裁を務める。外務省における欧州問題の審議では、ウォルトセルに代表される経済と精通した外交官の影響が大きいことが指摘されている。Laurent Warloutzet, «Le Quai d'Orsay face au traité de Rome: La direction des affaires économiques et financières (DAEF) de 1957 à 1975», in, Laurence Badel, Stanislas Jeannesson and N.Piers Ludrow, dir., *Les administrations nationales et la construction européenne: une approche historique (1919-1975)*, Peter Lang, 2005.
- ⑪ AMAE, Papier Wormser No.40, à Wormser avec les compliments de M. Kojève, 13 octobre 1958.
- ⑫ Ibid.
- ⑬ AMAE, Papier Wormser No. 40, note pour le ministre, a. s. Travaux des Six sur les secteurs, 20 octobre 1958.
- ⑭ Francis Lynch, *op.cit.*, pp.128-129.
- ⑮ 例として廣田愛理「前掲論文」八七頁。
- ⑯ AMAE, DECE, No.785, Mémorandum Communauté Economique Européenne, 20 octobre 1958.
- ⑰ AMAE, DECE, No.754, télégramme au départ, 31 octobre 1958.
- ⑱ AMAE, DECE, No.744, note, a.s. réactions après la réunion du Comité intergouvernemental, 6 novembre 1958.
- ⑳ AMAE, DECE, No.760, Monsieur Gaston Palewski ambassadeur de France en Italie à son excellence Monsieur le ministre des affaires étrangères, 17 novembre 1958. AMAE, DECE, No. 760, Monsieur E. de Breauverger ambassadeur de France aux Pays-Bas, 20 novembre 1958.
- ㉑ DDF 1958, tome2, no.370.
- ㉒ AMAE, DECE, No.632, déclarations de M.van Lennep sur la CEE, 20 janvier 1959.
- ㉓ AMAE, DECE, No.759, télégramme à l'arrivée, 20 novembre 1958. 閣議としてフランスの諸国をめぐっての締結国及び特恵国を交渉する外交使節団の巡回と108の削減と、制約として17カ国間の全項目の削減108、削減総額108の相互拡大の実施が決定された。AMAE, DECE, No.785, Association Economique Européenne, Décision adoptée par le Conseil au cours de 16^{ème} Session

tenue à Bruxelles les 3 et 4 décembre 1958.

②③ 三三規定の導入による六カ国間の対等制並額は三・二五倍となる一方、一〇%の追加拡大による一カ国の増産額は一・九倍となるのではないか。AMAE, DECE, No.785, note, Proposition Valabrègue dans le cas d'une solution bilatérale, 29 décembre 1958.

②④ AMAE, DECE, No.785, télégramme circulaire no.14, 14 janvier 1959.

②⑤ AMAE, DECE, No.785, Association Economique Européenne.

Decision adoptée par le Conseil au cours de 16^{ème} Session tenue à Bruxelles les 3 et 4 décembre 1958.

②⑥ AMAE, Papier Wormser No. 43, Conversations franco-britanniques, 19 janvier 1959.

②⑦ CAEF, DREE, B47689, rapport présenté par le Groupe de Travail chargé de l'étude des economies d'importation et du développement

des productions nationales, 11 décembre 1958.

②⑧ AMAE, DECE, No. 785, la règle des 3% et le problème de l'automobile, 13 janvier 1959.

②⑨ Ibid.

②⑩ AMAE, DECE, No. 755, Monsieur Valery, de la part de J. P. Brunet, 16 janvier 1959

②⑪ Ibid.

②⑫ AMAE, Papier Wormser No.43, 16 février 1959.

②⑬ *L'Année politique 1959*, pp.348-349, AMAE, Papier Wormser No. 43, 2 mars 1959.

②⑭ *L'Année politique 1959*, pp.348-349.

②⑮ AMAE, Papier Wormser No.43, négociations commerciales franco-britanniques, 7 avril 1959.

おわりに

本稿ではF T A交渉の展開とフランス政府の対応を分析し、最終的にドゴール政権が交渉成果の一部を組み込む形で問題解決を図る過程を明らかにしてきた。特に先行研究があまり関心を寄せていなかったA E E構想と暫定協定を巡る交渉を分析することによって、イギリスの立場だけでなくA E Eをも退けることが、フランスによるF T A問題解決の過程で重要であったことを解明した。A E E構想の基礎となったのは、臨時委員会におけるフランスの主張と五八年二月のフランス政府の覚書であった。当初フランスを除く五カ国はこうしたフランスの立場に反対したものの、フランスを交渉場に留めるためにこの立場を六カ国の共同の立場の基礎とすることを受け入れ、A E E構想の形成に至った。それ故、五カ国はイギリスが発表したF T Aだけでなく六カ国の妥協の賜物であるA E Eを否定するフランスの決定に批判を加えた。ドゴール政権も五カ国の批判を予想し、コジエーヴの助言に従ってその理由を説明したものの、それは受け入れられず、

結局暫定協定という妥協を強いられることになった。

こうして暫定協定に収束するドゴールによる F T A 問題解決のプロセスは、E E C の対外関係を規定することになる。ローマ条約が非加盟国、特にこれまで O E E C の枠組みの中で西欧の復興と発展を共に追求してきた O E E C 一カ国に対して、配慮を欠いているということが F T A 構想の基本的な立場であった。そして E E C 加盟国である六カ国もまた、非加盟国の立場を無視することは出来ないという考えを共有していた。従って六カ国から E E C 非加盟国への貿易自由化を定めた暫定協定は、ローマ条約を補完する役割を果たし、E E C を中心とする欧州統合の確立をもたらしたのである。

ドゴールの関心は、非加盟国への市場開放を認めながらその中でどれだけ自国の経済的利害を守ることが出来るかにあった。ドゴールの手腕が発揮されるのはまさにこの点であった。ドゴール政権は自国に有利な条件を交渉で認めさせるために欧州委員会を交渉に招いた。そうすることによって、一カ国だけでなく五カ国の反対意見があったにも係わらず、貿易自由化を制限することに成功したのである。ここにはドゴールの現実主義的性格が如実に表れている。つまりドゴール政権はフランスの利益を守るためには、ドゴールにとっての不倶戴天の敵である超国家的な欧州委員会に大きな権限を認めることを辞さなかった。この点から F T A 交渉の経験が E E C 内部に与えた影響が浮かび上がってくる。というのもドゴール政権の戦略がその後の欧州委員会とフランスの対立の端緒となるような性格を秘めているからである。同政権は六一年、フーシエ・プランンによって超国家性を制限した欧州の建設を追求し、六五年の「空席危機」では E E C の超国家性の強化にボイコット戦術をとった。しかしながら、そもそも最初に欧州委員会が積極的に、E E C の名の下に超国家的な権限を発揮することを望んだのはドゴール政権である。従って、次第に超国家性を増大させていく欧州統合のあり方を明らかにするためには、欧州委員会の自発的な行動だけではなく、F T A 交渉を通じてドゴール政権が欧州委員会に求めた役割との連関も考慮する必要があるだろう。

このように F T A 交渉を従来の諸研究よりも広範に理解することによって、この交渉を欧州統合の枠組みの中で考える

ことが可能となった。はじめに述べたように、従来の諸研究が失敗に終わったイギリスの欧州構想としての側面からF T Aの意味づけを行ったことも重要ではあるが、こうした一面的な理解がF T A本来の意味を矮小化してしまうという側面もある。欧州統合のあり方に批判が高まっている今日、統合の黎明期に立ち戻って、今一度その実像を様々な側面から検討することは決して無益ではないだろう。

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

The Negotiations of the Free Trade Area and European Integration, with Particular Reference to the French Response

by

NOSE Kazuhiro

The conception of the Free Trade Area (hereafter FTA), which was launched by the British government in 1956, was a European plan aimed at the 17 countries of Western Europe that participated in the Organization for European Economic Cooperation (hereafter OEEC). The majority of scholarship addressing the FTA has been a response to the problem of why British participation in European integration ended in failure. This study focuses not only on the pros and cons of accepting the English stance in the FTA negotiations, which began with the announcement of the FTA, but also deals with broader issues concerning European integration throughout Europe and aims to locate the negotiations within the history of European integration.

The issues addressed in the FTA negotiations were the following three: first, the FTA as proposed by the British, second, the Association Économique Européenne (hereafter AEE) that was sought by the six EEC nations and which was based on France's counter demands for revision of the FTA, and third, a "provisional agreement" that stipulated the relations between the six EEC member nations and non-member states in lieu of including them in the organization. Ultimately the De Gaulle regime in France followed the provisional agreement, and as it was accepted as EEC policy, the FTA negotiations came to an end. If we trace this course of events, we see that French influence on the FTA negotiations was extremely important.

After the collapse of the Guy Mollet regime, France faced an extremely difficult period both politically and economically. In the space of approximately one year, three men, Maurice Bourgès-Maunoury, Félix Gaillard, and Pierre Pflimlin, held the premiership, but none was able to remedy the French situation. At this point the chief goal in the FTA negotiations was to avoid the creation of an FTA that worsened the French

economic situation. Then, pursuant to this goal, France began to demand that the English proposed FTA be changed into an organization that resembled the EEC. In agreeing to the French policy, the other EEC countries began to seek the establishment of new organization called the AEE.

However, with the inauguration of the Charles de Gaulle regime, France itself eliminated the possibility of the implementation of the AEE. If the AEE with a structure similar to the EEC were established, de Gaulle reasoned that the value of EEC would be reduced. As is well known, the EEC was for de Gaulle the key to the revival of the "La Grandeur" of France, and he viewed exposing the EEC to danger through the FTA negotiations as to be avoided at all costs. Thus the de Gaulle regime abandoned the position that had been adopted by previous French governments and began to pursue a new provisional agreement.

However, the French economic situation remained a serious problem for the de Gaulle regime as well. The contents of the provisional agreement reflected economic interests favorable solely to France, and the other five nations of the EEC criticized its position. Despite this, the adoption of the French position as the basic policy of the EEC was due to the fact that the European Commission held the same position as the French.

As a result the FTA negotiations had the following two major effects on the EEC. First, they prescribed relations with new non-member countries that had not been designated in the Treaty of Rome. In the Treaty of Rome, which had established the EEC, only the introduction of common external tariff had been settled on in dealing with non-member states. In contrast, in the FTA negotiation, the EEC demonstrated a measure of concern for non-member states and decided to expand free trade. This reflects the reality that as the EEC actually proceeded with market integration, it could not overlook the negative reaction of non-member states and was compelled to adopt a flexible response even if it was a departure from the Treaty of Rome. Second was the increasing presence of the European Commission. The role of the European Commission had also been unclear in the Treaty of Rome. However, in the FTA negotiations, the first diplomatic struggle faced by the EEC, the European Commission asserted its presence on a major scale. De Gaulle-led France later continued to oppose the strengthening of the authority of the European Commission, but it was France itself that provided the opportunity that strengthened the presence of the Commission.